

省令案の取りまとめに向けた検討

第 1 養育費債権に付与される先取特権の上限額について

1 子 1 人当たりの金額の定め方

子 1 人当たり月額 8 万円と定めるものとする。

2 子が複数の場合の考え方

子 1 人当たりの金額に子の数を乗算するものとする。

(補足説明)

1 新民法第 308 条の 2 の趣旨

新民法第 308 条の 2 は、養育費債権に先取特権を付与することとしており、これにより、養育費の債権者は、債務名義がなくても、民事執行の申立てをすることができ、かつ、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができることとなる。他方で、同条は、養育費債権に優先性を認めつつ、養育費の債権者とこれに劣後する他の債権者との均衡にも配慮する観点から、先取特権が付与される額を、養育費等の定期金債権の「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に限定することとし、当該額については、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して省令に委任している。

2 子 1 人当たりの金額の定め方

「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」として、以下の事情等を総合的に勘案すると、子 1 人当たりの金額を月額 8 万円と定めるのが相当であると考えられる。

- 先取特権を行使する養育費債権者にとって利用しやすく、他の債権者にとっても予測可能性の高い制度とするためには、「子の監護に要する費用として相当な額」は、できる限り明確な特定額で定めることが相当である。
- 直近の令和元年「全国家計構造調査」（総務省統計局）¹によれば、母子世帯（母親と 18 歳未満の未婚のこどもの世帯、平均世帯人員 2.44 人、世帯主の平均年齢 39.2 歳）の消費支出は、19 万 6 千 3 百 7 9 円

¹ <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/gaiyou0305.pdf>

である（注１）。費目別に見ると、「食料・外食」が約５万１４５１円（２６．２％）、「住居」が約２万８６７１円（１４．６％）、「光熱・水道」が約１万５１２１円（７．７％）、「家具・家事用品」が約６０８８円（３．１％）、「被服及び履物」が約８８３７円（４．５％）、「保健医療」が約６４８１円（３．３％）、「交通・通信」が約３万１４２１円（１６．０％）、「教育」が約９０３３円（４．６％）、「教養娯楽」が約１万５５１４円（７．９％）、「その他消費支出」が約２万３５６５円（１２．０％）である。消費支出は、必ずしも単純に世帯人員に均等に割り付けることができるものではないが、例えば、子１人当たりの消費支出を大まかに把握するための試算として１９万６３７９円を２．４４で除すると、約８万０４８３円となる。

- 直近の令和６年「司法統計年報（３家事編）」（最高裁判所事務総局）^２によれば、調停離婚、協議離婚届出の調停成立又は審判離婚の事件において、「母を監護者と定めた未成年の子」の数が１人～３人の場合、夫から妻への養育費支払額の合計金額は次の表のとおりである（注２）。

月額	子１人	子２人合計	子３人合計
４～６万円 （６万円以下）	２７．８％ （７１．６％）	２４．９％ （５８．３％）	２１．４％ （５２．５％）
６～８万円 （８万円以下）	１３．６％ （８５．２％）	１７．１％ （７５．４％）	１０．０％ （６２．５％）
８～１０万円 （１０万円以下）	６．６％ （９１．７％）	１０．１％ （８５．５％）	１３．２％ （７５．８％）

（ ）内の数値は、枠ごとの割合を累積した数値である。

- 直近の令和３年度「全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省）^３によれば、母子世帯の母自身の平均年間就労収入は約２３６万円であり、直近の令和５年分「民間給与実態統計調査」（国税庁）^４によれば、民間の事業所における給与取得者のうち男性の平均給与は約５６９万円であった。これらを、養育費の算定表^５（０～１４歳の子１人）に当てはめると、月額「４～６万円」の枠に該当し、養育費の算定表（１５歳以上の子１人）に当てはめると、月額「６～８万円」の枠に該当する（注３）。

^２ <https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/787/012787.pdf>

^３ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027808.pdf>

^４ https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2023/pdf/R05_000.pdf

^５ https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

これらの事情からすると、月額8万円であれば、実務において定められ得る養育費の額として相当な範囲内であり、子の生活の保護という観点から、他の債権者が養育費債権者に劣後することとなる額として合理性が認められると考えられる。他方で、月額8万円を超える養育費は比較的高額であるといえ、そのような養育費を定める場合には、執行認諾文言付きの公正証書等の作成など、債務名義の取得を期待することができると考えられる。

(注1～3) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、離婚を理由とするひとり親世帯のうち母子世帯が約9割を占めることに鑑み、母子世帯について検討を行った。

3 子が複数の場合の考え方

子が複数となることについては、調停離婚等の事件において定められた養育費の額は、子の数に応じて子1人当たりの額が逡減する傾向が認められるものの、基準の明確性や実効性の観点から、子1人当たりの金額に子の数を乗算して求めることが相当である。これにより、子が複数となる場合においても、十分な金額を捕捉することが可能であり、一方で、他の一般債権者の不利益については、実際に先取特権を行使することができる金額は父母の協議や調停等により定められた金額となることを考慮すれば、子の数に応じて乗算した金額を上限額に設定したとしても、他の一般債権者の利益を不当に害するとまではいえないと考えられる。

第2 法定養育費の額について

1 子1人当たりの金額の定め方

子1人当たり月額2万円と定めるものとする。

2 子が複数の場合の考え方

子1人当たりの金額に子の数を乗算するものとする。

(補足説明)

1 新民法第766条の3の趣旨

新民法第766条の3は、養育費の取決めに補充する趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がされるまでの当面の間、暫定的に、主として子を監護する親が、離婚時から一定額の養育費を請求することがで

きるという「法定養育費」の制度を新設した⁶。法定養育費は、父母の収入等といった個々の具体的な事情にかかわらず一律に支払義務が生ずる暫定的・補足的なものであることから、同条第1項は、法定養育費の額について、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して省令に委任している。

2 子1人当たりの金額の定め方

「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、以下の事情等を総合的に勘案すると、子1人当たりの金額を月額2万円と定めるのが相当であると考えられる。

- 法定養育費を請求する養育費債権者にとって利用しやすく、義務者にとっても予測可能性の高い制度とするためには、計算の容易さの観点から、できる限り明確な特定額で定めるのが相当である。
- 法定養育費の具体的な額については、法定養育費の額が債務者の収入等の実際の扶養能力と無関係に一律に定められること、法定養育費の制度が飽くまでも当事者の協議等による取決めがされるまでの暫定的・補足的な性質を有していることからすれば、実務において定められる標準的な養育費よりも比較的低額なものにならざるを得ず、それよりも高額な養育費については当事者間の協議等に委ねるのが相当である。
- 「養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会」において実施したヒアリングでは、法定養育費の額につき、離婚を経験した同居親（権利者）の立場から、子1人当たり月額1万5000円～5万円の範囲で意見があり、3万円又は5万円の意見が多かった。他方で、離婚を経験した別居親（義務者）の立場から、子1人当たり月額1万円又は2万円の意見が多数であり、収入が低額である別居親からは月額5000円が限界であるという意見もあった。
- 「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用」を検討する視点としては、生活保護法に基づく生活扶助基準額の算出方法⁷の考え方が1

⁶ このように法定養育費は、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がされるまでの間の暫定的・補足的な制度であり、権利者側が法定養育費の額しか受領することができないとか、義務者側がその額のみ支払えば足りるといった性質のものではない。

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/001152601.pdf>。なお、令和7年6月27日、2件の最高裁判決（https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/226/094226_hanrei.pdf 及び https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/225/094225_hanrei.pdf）において、平成25年から平成27年にかけて行われた生活扶助基準の改定のうち、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を変更したこと（マイナス4.78%のデフレ調整）について、

つの参考になると考えられるところ、生活保護制度における「最低生活費」は、①生活扶助基準（第1類費・第2類費）及び加算額（障害者・母子世帯等・児童を養育する場合など）、②住宅扶助基準、③教育扶助基準・高等学校等就学費、④介護扶助基準及び⑤医療扶助基準等を加算して算出される。生活扶助基準は定期的に検証・改定が行われているが、例えば、令和7年4月時点のものにおいては、①生活扶助のうち、第1類費（食費、被服費等の個人単位の経費に相当するもの）の基準額は、年齢及び地域の級値に応じて、法定養育費の対象となる0歳～17歳の年齢について3万7000円～4万9270円と定められており、第2類費（光熱水費、家具什器購入費等の世帯単位の経費に相当するもの）の基準額は、1人世帯について2万7790円、2人世帯について3万8060円と定められている。また、①の加算額のうち、母子世帯等の加算額は、地域の級地に応じて、児童1人の場合1万6100円～1万8800円と定められており、児童を養育する場合の加算額は、児童1人につき1万0190円と定められている。さらに、③教育扶助等の基準額は、小学生3400円、中学生5300円、高校生7300円と定められている。なお、②住宅扶助は、基準額の範囲内で実費相当が、④介護扶助及び⑤医療扶助は、実費の平均月額が計上される。そして、生活保護費は、このような基準により算出される「最低生活費」から社会保障給付等を含めた収入を差し引いた差額が支給される。

- 前記のとおり、令和元年全国家計構造調査によれば、母子世帯（母親と18歳未満の未婚のこどもの世帯、平均世帯人員2.44人、世帯主の平均年齢39.2歳）の消費支出は、19万6379円である。
- 離婚時から引き続き子の監護を主に行う世帯においては、児童手当や児童扶養手当等の社会保障給付を受給することが想定されるところ、児童手当の支給額⁸は、児童が3歳未満の場合は1人当たり月額1万5000円（第3子以降は3万円）、児童が3歳以上高校生年代までの場合は1人当たり月額1万円（第3子以降は3万円）であり、児童扶養手当の

判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとされ違法である旨判示された。厚生労働省は、この最高裁判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討するとしている。もっとも、本文に記載したとおり、今回の省令案の検討においては、法定養育費制度の趣旨を踏まえ、その額を検討するための考え方として、生活扶助基準額の算出方法の考え方も飽くまでも1つの参考にしたものである。

⁸ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/lc6d2629-ef70-43fd-971d-27231e0d9e1f/2fea19c2/20241007_policies_kokoseido_jidouteate_gaiyou_06.pdf

支給額⁹は、養育者らの所得に応じて、第1子につき月額4万6690円から1万1010円（第2子以降は、月額1万1030円から5520円の加算）である。例えば、令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、母子世帯の母自身の平均年間就労収入は236万円であるところ、その場合の児童扶養手当の支給額は、月額3万8420円となる¹⁰。

- 上記の各統計資料における数値は、過去の物価変動の影響も一定程度受けたものであると考えられるところ、これらの数値の公表後も物価に変動が生じていることに留意する必要がある。
- 前記同様、令和6年司法統計年報（3家事編）によれば、調停離婚、協議離婚届出の調停成立又は審判離婚の事件において、「母を監護者と定めた未成年の子」の数が1人～3人の場合、夫から妻への養育費支払額の合計金額は次の表のとおりである。

月額	子1人	子2人合計	子3人合計
2万円以下	9. 3%	8. 3%	9. 8%
2～4万円 (4万円以下)	34. 5% (43. 8%)	25. 1% (33. 4%)	21. 3% (31. 2%)
4～6万円 (6万円以下)	27. 8% (71. 6%)	24. 9% (58. 3%)	21. 4% (52. 5%)

（ ）内の数値は、枠ごとの割合を累積した数値である。

- 令和3年度の全国ひとり親世帯等調査によれば、養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯¹¹で、額が決まっている世帯について、子の数別の養育費（1世帯平均月額）は次の表のとおりである。

	子1人	子2人合計	子3人合計
母子世帯	4万0468円	5万7954円	8万7300円
父子世帯	2万2857円	2万8777円	3万7161円

これらの事情からすると、上記のとおり、法定養育費が飽くまでも当事者間で取決めがされるまでの暫定的・補足的な制度であって、債務者の収

⁹ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/71de338f-5ed2-4c95-9848-3fd387d0b4d7/2e72605a/20250403_policies_hitori-oya_fuyouteate_18.pdf

¹⁰ 就労収入に加えて養育費を受領している場合は、児童扶養手当の支給額の算定において、受領している養育費の額が一定程度勘案される。

¹¹ 令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も養育費を受けている」が28. 1%、「養育費を受けたことがある」が14. 2%であり、父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も養育費を受けている」が8. 7%、「養育費を受けたことがある」が4. 8%である。

入等の実際の扶養能力と無関係に一律に定められる額であるという前提において、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情も勘案すれば、法定養育費の額は、月額2万円とするのが相当であると考えられる。個別の事案における妥当な養育費の額は、新民法第766条の趣旨等に鑑み、父母の実際の扶養能力等、具体的な事情を踏まえ、子の利益の観点から、父母の協議等により定められるべきものである。

3 子が複数の場合の考え方

子が複数となることについては、法定養育費が暫定的なものであること、子1人当たりの金額が子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用を考慮して定められること、養育費債権者にとって利用しやすく義務者にとっても予測可能性の高い制度とすべきことを考慮すると、子1人当たりの金額に子の数を乗算して求めることが相当である。なお、調停離婚等の事件において定められた養育費の額は、子の数に応じて子1人当たりの額が逡減する傾向が認められるのは前記のとおりであるが、上記の理由から、子の数に応じて子1人当たりの額を逡減させることは相当ではない¹²。

第3 日割り計算の方法について

新民法第766条の3第1項に規定する日割り計算の方法を、その月の日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

¹² このように法定養育費の額について子の数に応じて子1人の額を逡減させないこととしているのは、法定養育費の制度趣旨を踏まえたことによるものであり、具体的な養育費算定に当たっての従来の実務における考え方を変えるものではない。